

## 仕 様 書

本県は、新たなモビリティサービスの創出や自動車産業の振興の観点から、全国に先駆けて、将来の自動運転サービスの実現を目指し、2016年度から先導的に遠隔型自動運転システムなど最先端の技術を活用した自動運転の実証実験を積み重ねてきた。

2019年度からは、具体的なビジネスモデルを想定した実証実験を行ってきており、2024年度は、社会実装に向けた実証実験を積み重ねるとともに、費用・採算性分析、運行体制・機能、サービスデザインについて調査・検証等を進め、実運行において再現可能なビジネスモデルの構築を目指す。

### 1 委託業務名

「自動運転社会実装モデル調査事業」実施委託業務

### 2 事業内容

2024年度に実証実験を行うルートにおいて、①安全性・リスクの分析②事業性の分析③社会的受容性の分析④法的課題の分析⑤各地域の実装主体の特性に応じたビジネススキームの具現化⑥実装に向けてのチーム内調整⑦実装までのロードマップの作成を行う。

### 3 業務の内容

#### (1) 社会実装を見据えた分析調査計画の策定及び調査・検証・構築の実施

自動運転社会実装モデル構築事業において実施の3地域（ショーケース、集客施設、都心）において、下表のとおり①安全性・リスクの分析（走行ルート  
のリスク評価及び必要なインフラの分析）②事業性の分析（費用・採算性の分析）③社会的受容性の分析（アンケート調査等）④法的課題の分析⑤各地域の実装主体の特性に応じたビジネススキームの具現化⑥実装に向けてのチーム内調整（運行体制メンバーの課題解決）⑦実装までのロードマップの作成を含む分析調査計画を策定すること。

○：主な対象

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
ショーケース	○	○	○	○	—	—	—
集客施設	○	—	○	—	—	—	—
都心	○	○	—	○	○	○	○

また、ショーケースは将来の車内無人化を想定した、車内オペレーション検討を行うこと。加えて、集客施設では歩車混在空間における安全確保手段の検討を行うこと。

調査計画は、以下のア～オを踏まえて策定すること。

ア 自動運転社会実装モデル構築事業の実施事業者と緊密な連絡体制を構築すること。

イ 自動運転社会実装モデル構築事業の実施事業者の想定するビジネスモデルについて、より社会実装に即したビジネスモデルとなるよう情報交換をすること。

ウ 自動運転社会実装モデル構築事業と連動して、試乗モニターを募り、アンケート調査（必要に応じて試乗していない人へのアンケートも含む）を行うこと。

エ 各地域の特性に基づいた分析調査計画とすること。

オ 国内外の先進事例を提示し、参照すること。

(2) 業務実施結果報告書の取りまとめ

本事業の実施内容等を業務実施結果報告書として取りまとめること。

(3) その他

県担当者からの求めに応じて、業務管理計画の作成、あいち自動運転推進コンソーシアムでの報告及び、あいち自動運転推進コンソーシアムの会場準備に協力すること。また、国内外の自動運転に関する情報収集を行い、県関係者に向けたレクチャー（適宜）を行うこと。

#### 4 委託業務に当たっての留意事項

(1) 委託事業の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

(2) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。

(3) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。

(4) 採用された企画の実行にあたっては、県と受託者の協議の上で内容を変更することがある。

(5) 業務終了後の現地検査にあたっては、経理書類の整理をあらかじめ行い、自主点検を実施するなど、効率的な検査の実施に努めること。なお、業務終了前に必要に応じて経理書類の整備状況について確認することがあるため、支出の都度、経理書類は整理しておくこと。

(6) 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。

(7) 受託者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

(8) 本委託業務は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用して実施することから、同交付金の交付要綱等に基づき適正に処理しなければならない。また、業務完了後は業務完了届のほか、速やかに実績報告書及び愛知県が求める資料を提出しなければならない。

- (9) 「自動運転社会実装モデル調査事業」実施委託業務企画提案募集要領に基づいて提出した企画書の内容を遵守すること。
- (10) 適切な業務推進体制と作業スケジュールにより業務を実施することとし、業務実施にあたっては、必要に応じて（月2回程度）愛知県経済産業局産業部産業振興課次世代産業室において打合せをすること。
- (11) 受託者は、本業務により知り得た資料及び事項を本県の許可なく他に利用若しくは漏らさないこと。
- (12) その他、仕様書に定めのない事項は、県との協議により定めるものとする。

## 5 納入場所

愛知県経済産業局産業部産業振興課次世代産業室又は指定する場所

## 6 成果物

- (1) 成果報告書3部及びその電子データ（県の指定するデータ形式）
  - ・各業務に係る記録（記録写真の撮影、新聞、その他メディア等の掲載記事等の収集等）をまとめるとともに、各業務実績等についても詳しく記載すること。
- (2) 県 Web サイトに調査結果を縦覧するための要約版（20 ページ以内を目安）3部及びその電子データ（県の指定するデータ様式）
- (3) その他県と協議の上、県が指定するもの